

普通自動車・軽自動車・バイクの異動の手続きをお忘れなく

税務課 内線265
1階 ⑧番窓口

自動車に関する税は、毎年4月1日現在で普通自動車、軽自動車（三輪・四輪）、軽二輪、小型二輪、原動機付自転車、小型特殊自動車を所有している方に課税されます。

普通自動車、軽自動車などを新たに所有する場合や、廃車又は住所・名義等申告事項に変更があった場合には、15日以内に手続きをしてください。

※普通自動車、軽自動車、軽二輪、小型二輪の手続きに必要な書類等は、あらかじめ各窓口へお問い合わせください。

※毎年、年度末の3月は車検場の登録窓口が大変混雑し、長時間お待ち頂くこととなります。このため、早めにお手続きをされますようお願いいたします。

▼手続きをする窓口

●軽自動車（三輪・四輪）

〒485-10074

小牧市新小本三丁目36番地

軽自動車検査協会

愛知主管事務所 小牧支所

☎050(3816)1773

※テレホンサービスは平日

午前8時30分から午後5時まで利用可能です。

●軽二輪

(125cc超250cc以下)

●普通自動車・小型二輪

(250cc超)

〒485-10074

小牧市新小本三丁目32番地

愛知運輸支局

小牧自動車検査登録事務所

☎050(5540)2048

※テレホンサービス（録音による案内）は24時間利用可能です。

※尾張小牧、一宮及び春日井ナンバー以外は、住所地の軽自動車検査協会、運輸支局になります。

●原動機付自転車（125cc以下）
扶桑町役場 税務課

●小型特殊自動車
扶桑町役場 税務課

●手続きに必要なもの
廃車・住所変更
印鑑、ナンバープレート

●名義変更
印鑑、ナンバープレート、旧所有者の譲渡証明書

高齢者後付安全運転支援装置設置促進補助金について

総務課 内線216 2階 ⑩番窓口

扶桑町では、自家用車に後付けする「安全運転支援装置」設置費用の一部を補助しています。令和2年度限定の補助金となっており、完了実績の提出期限が設置後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日までとなりますので、申請はお早めをお願いします。

◆ 補助対象者（次の要件を全て満たす方で、補助は一人につき1回限りです。）

- 扶桑町に住所を有する方
- 令和3年3月31日時点で65歳以上の方
- 有効な運転免許証を保持する方

◆ 補助対象車両

自家用車に限ります。

（自動車検査証上の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一であること。）

◆ 補助対象装置

県内の事業所での設置が対象です。装置の詳細は、総務課にお問い合わせください。

◆ 補助金の額

装置の購入及び取付けに要する費用の5分の4に相当する額（1,000円未満切捨て）

◆ 補助金上限額

- 障害物検知機能付き：32,000円
- 障害物検知機能なし：16,000円